



# 鳥取県公報

平成 20 年 6 月 6 日 (金)  
第 7 9 9 7 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (417) (福祉保健課) . . . . . 2
	生活保護法による医療機関の変更の届出 (418) (〃) . . . . . 2
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (419) (〃) . . . . . 2
	生活保護法による介護機関の指定 (420) (〃) . . . . . 2
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (421) (〃) . . . . . 3
	土地改良法による換地計画の決定 (422) (耕地課) . . . . . 3
	保安林の指定の解除予定 (423) (森林保全課) . . . . . 4
◇ 調達公告	公募型プロポーザル方式による受託者の選定 (雇用・人材確保チーム) . . . . . 4
◇ 雑 報	平成20年度宅地建物取引主任者資格試験の実施 (住宅政策課) . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第 417 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 6 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
くにたけ歯科クリニック	東伯郡琴浦町大字八橋 79-9	平成 20 年 4 月 14 日

## 鳥取県告示第 418 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 6 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	変更年月日
なかの薬局末恒店	鳥取市美萩野一丁目 118	平成 20 年 3 月 1 日

## 鳥取県告示第 419 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 6 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
竹原皮膚科医院	鳥取市西町一丁目 206	平成 20 年 4 月 30 日
早田産婦人科クリニック	鳥取市吉方温泉町二丁目 502	〃

## 鳥取県告示第 420 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 6 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
有限会社はごろも	鳥取市徳尾 443-9	はごろも	鳥取市徳尾 443-9	介護予防訪問介護	平成 20 年 4 月 1 日
鳥取医療器株式会社	鳥取市西品 治815-8	鳥取医療器株式会社	鳥取市西品 治 815-8	介護予防福祉用具貸与	〃

### 鳥取県告示第 421 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業所、介護予防事業所又は居宅介護支援事業所の名称又は所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 6 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田 駿河台二丁目 9	ニチイケアセンター 鳥取駅南	鳥取市宮長 268-1	平成 19 年 12 月 17 日
社会福祉法人親誠会	倉吉市東昭和町 158	ホームヘルプひまわり昭和町	倉吉市東昭和町 165	平成 20 年 4 月 1 日

#### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田 駿河台二丁目 9	ニチイケアセンター 鳥取駅南	鳥取市宮長 268-1	平成 19 年 12 月 17 日
社会福祉法人親誠会	倉吉市東昭和町 158	ホームヘルプひまわり昭和町	倉吉市東昭和町 165	平成 20 年 4 月 1 日

#### 3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田 駿河台二丁目 9	ニチイケアセンター 鳥取駅南	鳥取市宮長 268-1	平成 19 年 12 月 17 日

### 鳥取県告示第 422 号

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 89 条の 2 第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る内海中地区(第 2 工区)の換地計画を定めたので、同条第 4 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成 20 年 6 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成20年6月6日から同月26日まで
- 3 縦覧に供する場所  
鳥取市役所
- 4 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

---

**鳥取県告示第 423 号**

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市国府町上荒舟字上地谷口684の3、686の5、687の3
- 2 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

---

**調 達 公 告**

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成 20 年 6 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 業務の概要
  - (1) 業務名 鳥取県産業人材確保のための情報発信業務
  - (2) 業務の内容  
民間職業紹介事業者の運営するホームページ内に鳥取県及び専門的・技術的人材を募集する鳥取県内企業を紹介する専用ページを開設し、及び運営する。  
なお、詳細は、鳥取県産業人材確保のための情報発信業務委託に係る提案書作成要領（以下「提案書作成要領」という。）による。
  - (3) 委託期間 契約日から平成 21 年 3 月 31 日まで
  - (4) 予算額 500 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 2 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 30 条第 1 項の有料職業紹介事業の許可又は同法第 33 条第 1 項の無料職業紹介事業の許可を受けていること。

### 3 提案書の評価

提案書の評価は、鳥取県産業人材確保のための情報発信業務委託に係る審査会（以下「審査会」という。）において、次の事項について、別に定める評価基準に基づき、審査委員が個別に評価採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して行う。

- (1) 鳥取県専用ページ
- (2) 人材確保の見込
- (3) 実施体制、スケジュール
- (4) 提案者の実績
- (5) 見積（想定）価格

### 4 最優秀提案者の選定

3 により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

### 5 手続等

#### (1) 提案書作成要領の交付

提案書作成要領は、平成 20 年 6 月 6 日（金）から同月 26 日（木）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/sangyoushinkou/>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び時間

平成 20 年 6 月 6 日（金）から同月 26 日（木）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

##### イ 交付場所及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220  
鳥取県商工労働部産業振興戦略総室雇用・人材確保チーム  
電話 0857-26-7662  
ファクシミリ 0857-21-0609

#### (2) 提案書の提出

##### ア 提出方法

本件業務に係る提案書の提出を希望する者は、提案書作成要領に基づき、提案書を作成し、持参又は送付すること。

なお、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるもの（親展扱いとすること。）によること。

##### イ 提出部数

4 部

##### ウ 提出場所

(1)に同じ。

##### エ 提出期限

平成 20 年 6 月 27 日（金）午後 5 時。なお、送付による場合は、同日午後 5 時までに到着したものに限り受け付ける。

#### (3) 質問の受付

## ア 提出方法

この公告による選定について質問がある場合には、質問書（任意様式）を作成し、持参又はファクシミリにより提出すること。

## イ 提出場所

(1)に同じ。

## ウ 提出期限

平成 20 年 6 月 18 日（水）午後 5 時

## 6 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行い、見積書を徴して契約を締結する。この交渉には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。交渉が不調のときは、4により順位付けされた上位の者から順に契約の締結の交渉を行う。

## 7 その他

## (1) 提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。

## (2) 参加費用

この公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、この公募型プロポーザルに参加する者の負担とする。

## (3) 著作権の取扱い

ア 委託業者として選定された提案者の提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても、提案者に帰属するものとする。

イ 委託業者として選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 県は、提案者に対して提案書の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

## (4) その他

詳細は、提案書作成要領による。

---

## 雑 報

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定による鳥取県知事の委任に係る平成 20 年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成 20 年 6 月 6 日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 望 月 薫 雄

## 1 試験の日時 平成20年10月19日（日）午後 1 時から午後 3 時まで

ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定による、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとするもの（宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第10条の5第6号にいう登録講習修了者。以下「登録講習修了者」という。）については、午後 1 時10分から午後 3 時まで

## 2 試験の場所 鳥取市湖山町南四丁目101 鳥取大学

## 3 試験の内容

## (1) 内容 おおむね次の事項について行う。

ア 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。

イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。

ウ 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。

- エ 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。
- オ 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。
- カ 宅地及び建物の価格の評定に関すること。
- キ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

ただし、登録講習修了者については、前記ア及びオに掲げる事項に関する問題を免除する。

- (2) 出題法令 平成20年4月1日現在施行されている法令による。

#### 4 試験の方法及び出題数

- (1) 方法 4肢択一式の筆記試験による。
- (2) 出題数 50問

ただし、登録講習修了者については、45問とする。

#### 5 受験資格 年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

#### 6 受験申込み

- (1) インターネットによる申込み

##### ア 試験案内の掲載

(ア) 掲載期間 平成20年7月1日(火)から同月15日(火)まで

(イ) 掲載場所 財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ (<http://www.retio.or.jp>)

イ 申込期間 平成20年7月1日(火)午前9時30分から同月15日(火)午後9時59分まで

##### ウ 申込方法

(ア) 財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ (<http://www.retio.or.jp>) にアクセスし、受験申込画面において必要な事項(登録講習修了者については、登録講習修了者証明書(修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のもの)に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号を含む。)を入力する。

(イ) 写真ファイル(平成20年4月1日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景のものでJPEG形式のもの)を添付する。

##### エ 受験手数料

(ア) 7,000円

(イ) 財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより又はコンビニエンスストアより納入する(事務手数料は、本人負担とする。)

- (2) 郵送による申込み

##### ア 試験案内及び受験申込書の配布

(ア) 配布期間 平成20年7月1日(火)から同月31日(木)までとする。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は除く。

(イ) 配布場所 社団法人鳥取県宅地建物取引業協会の東部、中部及び西部の各支部並びに鳥取県生活環境部住宅政策課、東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局建築住宅課並びに社団法人全日本不動産協会鳥取県本部

##### イ 申込期間

平成20年7月1日(火)から同月31日(木)までの日付の消印のあるものに限り有効とする。

##### ウ 提出書類

(ア) 受験申込書(受験手数料納入済を証する振替払込受付証明書又は銀行振込受付証明書をはったもの)

(イ) 写真1枚(平成20年4月1日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの。ただし、顔の寸法は、頭頂からあごまでが3.2センチメートル以上3.6センチメートル以下の大きさとする。)

(ウ) 登録講習修了者については、前記(ア)と(イ)に加えて登録講習修了者証明書(ただし、修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のものに限る。)

##### エ 受験手数料及び納付方法

(ア) 受験手数料 7,000円

(イ) 納付方法 受験申込前に、所定の振替用紙又は銀行振込用紙により、ゆうちょ銀行（郵便局）又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行口座に払い込むこと（払込手数料は、本人負担とする。）。

オ 郵送先及び郵送方法

社団法人鳥取県宅地建物取引業協会（鳥取市川端二丁目125鳥取県不動産会館2階）あて、配達記録郵便で申し込むこと。

## 7 合格発表

(1) 発表の期日 平成20年12月3日（水）

(2) 発表の方法 社団法人鳥取県宅地建物取引業協会の東部、中部及び西部の各支部並びに鳥取県庁本庁舎1階の掲示板に合格者氏名を掲示するとともに、本人への合格証書の送付により行う。

## 8 試験に関する問い合わせ先

社団法人鳥取県宅地建物取引業協会 電話 0857-23-3569